

令和8年2月10日

志摩市長 橋爪 政吉 様

志摩市特別職報酬等審議会

会 長 出口 美

特別職報酬等の額について（答申）

令和8年1月14日付総務第408号で諮問のありました特別職報酬等の額について、本審議会において慎重かつ十分な審議を行った結果、次の結論に達したため、ここに答申します。

## 答 申

### 1. 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに期末手当の適正な額について

#### (1) 報酬等の額

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額については、次のとおりとすることが適当である。

○市長	月 額	910,000円 (10,000円増額)
	期末手当	4.05月分 (0.1月分加算)
○副市長	月 額	710,000円 (10,000円増額)
	期末手当	4.05月分 (0.1月分加算)
○教育長	月 額	610,000円 (10,000円増額)
	期末手当	4.05月分 (0.1月分加算)

#### (2) 改定の実施時期

改定の実施時期については、令和8年4月1日とすることが適当である。

### 2. 審議会開催状況

令和8年1月14日

### 3. 審議経過及び内容

今回の審議会は、平成23年12月に「特別職報酬等の額について」を答申して以来の開催である。

このことから、審議に当たっては、特別職報酬等の改定経緯、県内各市の特別職報酬等の比較、県内各市の予算や財政状況、給料等の状況、類似団体の特別職報酬等の比較資料をもとに、各委員が公平な立場に立ち、率直に意見の交換を行い、慎重に検討を行った。

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

市長、副市長及び教育長の給料の額は、平成21年4月以来据え置かれてきた。現在の社会経済情勢は、長らく続いたデフレ状況から脱却し、エネルギー価格の高騰や円安を背景とした物価上昇局面にある。これに伴い、民間企業においては労働力確保と生活水準維持の観点から、記録的な水準の賃上げが実施されている。

一方で本市の財政状況については、ふるさと納税の好調による増収はあるものの、一般職の給与改定に伴う人件費の増加などの影響により、依然として厳しい状況となっている。

こうした状況を総合的に勘案すれば、報酬等の水準については増額すべきではあるが、最小限の増額とすべきとの見解で一致した。したがって、給料の額については、市長、副市長及び教育長の給料月額を1万円引き上げるべきである。

期末手当の支給率については、現在、本市の特別職は平成22年度から3.95月分で据え置きとなっているが、一般職員は4.65月分となっており、市全体の報酬体系において乖離が生じているのが現状である。当審議会において、職責に応じた適正な処遇を確保する観点から、一般職員の支給率との均衡を図るべく慎重に審議を行った。

その結果、近年の物価高騰等の社会情勢や本市の財政状況、さらには市民感情への影響等を総合的に考慮し、急激な変更を避けて段階的に引き上げることが適当であるとの見解に至った。したがって、今般の改定においては、支給率を4.05月分（0.1月分の引き上げ）とすべきと判断した。

#### 4. 付帯意見

##### ○審議会について

本審議会は平成23年度以降開催されていなかったが、今後は社会経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、原則として毎年開催するなど、開催の定例化を図るべきである。また、本審議会は、特別職の報酬等の妥当性を客観的に判断する重要な場である。今回の審議では市長、副市長及び教育長の執行部特別職を対象としたが、これら執行部と市議会議員とはその役割や性質が異なるものであることに留意しつつも、市全体の報酬体系の均衡を図る観点から、市議会議員の報酬についても、審議していくことが望ましい。

##### ○人件費率について

経常収支比率が高い状態が続いており、その中で人件費が占める割合が大きいため、税収の増加及び定員管理の適正化による人件費の効率化に努められたい。

#### 5. 終わりに

地方自治体を取り巻く環境は、激甚化する自然災害への対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、かつてないほど複雑かつ高度化し、これらの課題に対し、市政運営の責任者としての特別職の職責は極めて重くなっている。今回の審議経過を真摯に受け止め、市長、副市長及び教育長を中心に、一体となって志摩市のさらなる発展と行政運営の充実になお一層のご尽力を切望する。